

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、市域に存する木造住宅の耐震診断を行う者に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この要綱において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている建築士事務所をいう。

(補助対象者、補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する住宅を所有する者（当該所有者と親子関係にある者その他当該既存木造住宅に関係がある者として市長が特に認める者を含む。（ただし、国、地方公共団体又はその機関を除く。))で、当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）

(2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であること。

ア 枠組み壁工法

イ 丸太組工法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のもの

2 木造住宅耐震診断事務所は、前項の委託による耐震診断報告書の作成に当たっては、耐震診断結果について、市長が別に指定する木造住宅耐震診断報告書評価機関の評価を受けなければならない。

(補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の総額の3分の2以内の額とし、2万円を限度とする。 （1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。）

2 補助対象経費の範囲については、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22

年3月26日付け国官会第2317号)の定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断に着手する前に新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の適否を決定し、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書(第2号様式)又は新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金不交付通知書(第3号様式)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更の承認等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ新居浜市木造住宅耐震診断事業変更・中止承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、新居浜市木造住宅耐震診断事業変更・中止承認通知書(第5号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の完了実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金完了実績報告書(第6号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付確定通知書(第7号様式)又は新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付却下通知書(第8号様式)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付確定通知を受けた補助事業者は、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(報告の徴収等)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて次のとおり申請します。

住宅の概要	建物所在地	
	規模	建て方 <input type="checkbox"/> 平屋建て <input type="checkbox"/> 2階建て
		延べ面積 m²
	用途	住宅以外の用途を、 <input type="checkbox"/> 含む（ m² ） <input type="checkbox"/> 含まない (用途：)
建築年月	年 月	
木造住宅耐震診断 委託先事務所名	事務所名： (Tel：() -)	
事業費見積額	円	
添付図書	<input type="checkbox"/> 概略平面図 <input type="checkbox"/> 附近見取図 <input type="checkbox"/> 確認通知書の写し <input type="checkbox"/> 登記簿謄本 <input type="checkbox"/> 伝統構法住宅チェック票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 借主同意書 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※太線枠内を記入してください。

※チェック欄規模要件		建築年月	添付図書	受付印
建て方	用途			
<input type="checkbox"/> 良	<input type="checkbox"/> 良	<input type="checkbox"/> 良	<input type="checkbox"/> 良	
<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	<input type="checkbox"/> 否	

第2号様式（第6条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定により、申請のありました補助事業について、次のとおり通知します。

なお、補助事業の変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ新居浜市木造住宅耐震診断事業変更・中止承認申請書（第4号様式）を市長に提出してください。

また、耐震診断実施後速やかに完了実績報告を行ってください。

受付番号・年月日	第 号	年 月 日
申込者名		
委託先事務所名		
補助金内定通知額	事業費	円
	うち補助金	円

第3号様式（第6条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金不交付通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条の規定により、申請のありました補助事業について、次の理由により補助金の交付ができませんので通知します。

交付できない理由	
----------	--

第4号様式（第7条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった耐震診断を変更・中止したいので、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおりその承認を申請します。

住宅の所在地	
申請の内容	
申請の理由	

第 5 号様式（第 7 条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業変更・中止承認通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



年 月 日付で変更・中止承認申請のあった補助事業について、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、次のとおりその申請を承認します。

住宅の所在地	
変更・中止 の内容又は理由	

第6号様式（第8条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金完了実績報告書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付決定通知 番号・年月日		第 号 年 月 日
住宅の概要		所在地
耐震 診断	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金交付申請額		円
添 付 図 書		<input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断結果報告書（一式） <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※太線枠内を記入してください。

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第8条の規定により、申請のあった補助金完了実績報告書について、次のとおり交付を確定したので通知します。

なお、速やかに新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、補助金の請求を行ってください。

1 交付年度	年度
2 交付金額	円
3 交付の条件等	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。 (3) 新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

第 8 号様式（第 9 条関係）

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

新居浜市長



新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、申請のあった補助金交付申請について、次の理由により却下しましたので、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

却下の理由	
-------	--

新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた木造住宅耐震診断事業補助金について、新居浜市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額		円
補 助 金 振 込 先	金融機関名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> （ ）支店
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口 座 番 号	
	口座名義人	(ふりがな) 氏 名